「⑬　平成21年度年末年始期間特別割引（Ⅰ）
　イ　割引をする自動車
　　ハに定める期間の午前４時から午前６時までの間又は午後８時から翌午前０時までの間に通行するＥＴＣ車。
　ロ　割引率
　　２.［２］⑵⑥ロに定める割引率を適用する。
　ハ　適用する期間
　　平成21年12月26日及び平成21年12月27日。
⑭　平成21年度年末年始期間特別割引（Ⅱ）
　イ　割引をする自動車
　　ハに定める期間の午前６時から午後８時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。
　ロ　割引率
　　２.［２］⑵⑦ロに定める割引率を適用する。
　ハ　適用する期間
　　平成21年12月26日及び平成21年12月27日。
⑮　平成21年度年末年始期間特別割引（Ⅲ）
　イ　割引をする自動車
　　ハに定める期間に通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等又は普通車。
　ロ　割引率
　　２.［２］⑵⑨ロに定める割引率を適用する。
　ハ　適用する期間
　　平成22年１月４日及び平成22年１月５日。
⑯　平成21年度年末年始期間特別割引（Ⅳ）
　イ　割引をする自動車
　　ハに定める期間に通行する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第３条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条第１項に規定する許可を受けて、同法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第４条第１項に規定する許可を受けて同法第３条第１号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第４条第１項及び同法第21条第２号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を３会社のいずれかと締結した利用者の自動車（３会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための３会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る。）。
　ロ　割引率
　　２.［２］⑵⑫ロに定める割引率を適用する。
　ハ　適用する期間
　　平成22年１月４日及び平成22年１月５日。」

別添８を次のとおり改める。

割引相互間の重複適用関係

⑴　重複適用の有無

	マイレージ	大口	前納	深夜	通勤	通勤Ⅱ	早朝	平夜	平昼	休昼	休特	特区	休夜	東京	近乗	阪連
大口	×															
前納	×	×														
深夜	○	○	○													
通勤	○	○	○	×												
通勤Ⅱ	○	○	○	×	×											
早朝	○	○	○	×	×	×										
平夜	○	○	○	×	×	×	×									
平昼	○	○	○	×	×	×	×	×								
休昼	○	○	○	×	×	×	×	×	×							
休特	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×						
特区	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×					
休夜	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
東京	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
近乗	○	○	○	○	×	×	○	○	×	×	○	×	×	×		
阪連	○	○	○	○	×	×	○	○	×	×	○	×	×	×	×	